

議案第 47 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 3 年 8 月 6 日

三 朝 町 長 松 浦 弘 幸

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 財 産 の 内 容 | 消防ポンプ自動車 1 台 |
| 2 | 契 約 の 相 手 方 | 鳥取県東伯郡北栄町土下 410 番地
有限会社 吉村オートサービス
代表取締役 吉村篤孝 |
| 3 | 取 得 価 格 | 22,990,000 円 |
| 4 | 取 得 の 目 的 | 老朽化した消防ポンプ自動車の更新整備 |